

参 考 資 料

1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告のポイント）	78
2. 教職大学院制度の創設	79
3. 教員免許更新制の導入等について	80
4. 全般的事項	81
(1) 教員数	
(2) 免許状の種類別の教員構成	
(3) 学歴区分別の教員構成	
5. 教員養成・免許制度について	84
(1) 教員免許状の授与件数	
(2) 免許状の種類別の課程認定を有する大学等数	
(3) 教員養成大学・学部の現状	
(4) 教員養成系大学院（修士課程）の現状	
(5) 国立の教員養成系大学院修士課程の設置状況	
(6) 教員免許状取得に必要な科目の単位数・内訳	
(7) 特別免許状の授与件数の推移	
(8) 特別非常勤講師の届出件数の推移	
6. 採用制度について	93
(1) 公立学校教員の受験者数及び採用者数	
(2) 公立小学校の年齢別の教員構成	
(3) 公立中学校の年齢別の教員構成	
(4) 公立小・中学校教員の退職見込者数・採用見込者数	
(5) 公立学校教員採用選考試験の実施方法等について	
7. 研修制度について	99
(1) 教員研修の実施体系	
(2) 初任者研修の実施状況	
(3) 10年経験者研修の実施状況	
8. 人事管理について	103
(1) 教員評価の改善について	
(2) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の推移	
(3) 指導力不足教員の人事管理に関する取組について	
(4) 公立学校教育職員の懲戒処分等の状況	
9. 教職大学院の教員数について	107
(1) 教職大学院の必要専任教員数について	
(2) 教職大学院の教員組織のイメージ	
10. 専門職大学院制度について	112
(1) 専門職大学院制度の概要	
(2) 専門職大学院制度の創設	
(3) 大学院修士課程と専門職大学院との制度比較	

1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（中間報告のポイント） ～教員に対する揺るぎない信頼を確立するための総合的な改革の推進～

改革の重要性

現在、教員に最も求められることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の前提となるものであり、重要。

改革の方向

①大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。

改革の具体的な方策

1. 教職課程の質的水準の向上

二大卒で専任担任となる教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための教職課程の改革

- ①教職課程の体系的な質的水準の向上
 - ・「教職課程」の体系的な質的水準を向上し、明確化
 - ・個々の知識・技能を有機的に統合し、教科指導や生徒指導等を履修できる資質能力の形成を推進、助長、奨励する取組を充実
- ②教職課程の質的水準の向上
 - ・「教職課程」(履修)の厳格な統制化
 - ・「教職課程」の厳格な統制化
 - ・教科指導、生徒指導等を履修できる資質能力を厳格的に形成し、確認
- ③教員養成力の向上・シラバス委員会の設置
 - ・教職課程の質的水準を向上

- ④教職課程に係る専修課程制度の導入
 - ・外部評価・第三者評価の導入等

教員のライセンス・ステージ

【養成段階】

- ①教職課程の質的水準の向上 (上記と同じ)
- ②教職大学院の設置 (上記と同じ)

【採用段階】

- ③採用選考の改善・充実
 - ・人物評価の一層の充実
 - ・大学の履修や教職課程の履修状況の適切な評価
 - ・採用システム・ポートフォリオ等による分限制度の厳格な適用を二層推進
 - ・経験年数・年齢・性別・学歴、民間企業経験や実務経験の活用等、多様な人材の活用促進等

【研修段階】

- ④研修研修の改善・充実
 - ・初任研修の内容・方法・評価等の改善・工夫
 - ・人事管理の改善・充実
 - ・条件付採用制度の厳格な適用や、指導力不足教員に対する人事管理システムによる分限制度の厳格な適用を二層推進
 - ・教職評価の推進
 - ・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を処遇に適切に反映

3. 教員免許更新制の導入

一業成履修を完了した後も、教員として必要な資質能力を確実に確保する

- ①教員免許
 - ・免許状に有効期間を付し、免許状の取得後も、そのままで求められる教員として必要な資質能力が保たれるよう、定期的に必要更新(リニューアル)を促すための制度として、更新制を導入
- ②免許状の有効期限 10年間
- ③更新要件
 - ・有効期間内に一定の講義を専修・修了すること
 - ・(講習は、専門科目と同様の内容及びその中で求めらるる資質能力に關するリニューアル)の内容
- ④更新の条件を満たさなかつた場合、免許状は未効(但し、講習の受講により再更新の申請は可能)
- ⑤更新教員に適用することが可能かどうか、さらに免許

4. その他

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確保に關するものに改革する。

- ①上達制度
 - ・教職課程を適切に評価する方向で改善
- ②取上げ責任の強化
 - ・分限免許状を受けた者の免許状の取上げが可能なよう検討

2. 教職大学院制度の創設

1. 教職大学院の位置付け

(1) 開放制との関係

引き続き「開放制」の原則の下、教員としての基礎・基本は学部段階で育成することを前提として、大学院段階の教員養成・再教育の充実を図るために導入。

(2) 「教職大学院」の制度化

教職課程改善の一つのモデルとして、一般の専門職大学院制度の中で、法科大学院と同様に、一定の枠組みを有する特別の専門職大学院として、教員養成に関する専門職大学院(教職大学院)制度を創設。

2. 教職大学院の主な目的・機能

- ① 学部段階での教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した学生の中から、さらに実践的指導力を備えた、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
(一種免許状未取得の学生は、専門職大学院在学中に学部の教職科目の履修と併行して履修(大学の判断で合わせて3年の長期在学コースも可能。))
 - ② 現職教員を対象に、将来、地域における指導的教員・学校管理者となる上で不可欠な確かな指導理論と実践力・応用力を備えた、スクールリーダーの養成。
- ※これ以外の教育分野の専門職大学院については、各大学の自主的な検討により、一般の専門職大学院として設置されることも含め、先導的・意欲的な取組の推進を期待。

3. 教職大学院の具体的な仕組み

具体的な仕組みについて、専門職大学院設置基準に教職大学院固有の名称や特例を定める。

①修業年限:

- 標準2年
- 現職教員に配慮した短期履修コース(1年)、長期在学コース(3年)も開設可。

②修了要件:

- 2年以上在学し、45単位以上修得。
- 10単位以上は、連携学校などにおける実習を義務化。
- 現職経験をもって一定程度まで実習とみなす(→現職教員は事実上1年での修了が可能)。

③教育課程・方法:

- 確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成を目指したカリキュラムを編成。
- 事例研究、フィールドワーク等を積極的に導入した「理論と実践の融合」。
- 各大学に共通するカリキュラムの枠組・基本的要素を設置基準上明確化。

④教員組織:

- 専門分野に関し高度の指導能力のある専任教員を一定程度置く(最低11人以上)。
- 高度な実務能力を備えた指導スタッフ(実務家教員)の義務付け(必要専任教員の4割以上)。

⑤連携協力校:

- 「現場重視」の教員養成のため、市中の学校から連携協力校の設定を義務付け。

⑥学位:

- 米国の「M.Ed」に対応する「教職修士(専門職)」等を授与(制度的に明確化)。

⑦教員免許状:

- 現行の専修免許状を授与。

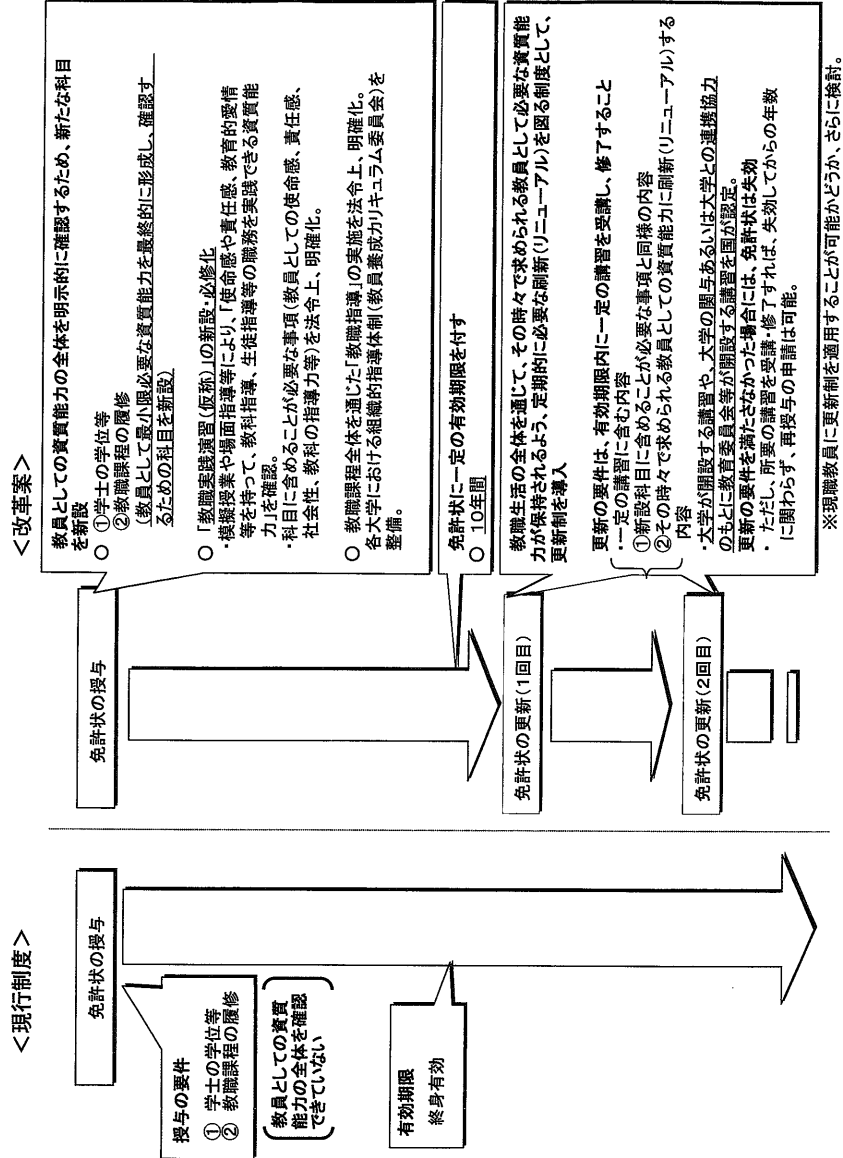
⑧認証評価:

- 大学、学校、教育委員会等関係者で構成する全国的な認証評価機関を創設し、不断の改善システムを構築。

⑨その他:

- 給与、採用選考等の処遇については、修了者の実績等を勘案しつつ、各任命権者において検討。
- 各大学の主体的な設置構想が前提。特に国立大学は他の大学のモデルとなり得る計画を有する大学から整備。

3. 教員免許更新制の導入等について



4. (1) 教員数

(平成16年5月1日現在) (人)

	総数	国立	公立	私立
幼稚園	109,806	329 (0.3%)	25,704 (23.4%)	83,773 (76.3%)
小学校	414,908	1,763 (0.4%)	409,665 (98.7%)	3,480 (0.8%)
中学校	249,794	1,640 (0.7%)	235,317 (94.2%)	12,837 (5.1%)
高等学校	255,605	594 (0.2%)	194,925 (76.3%)	60,086 (23.5%)
盲学校	3,409	83 (2.4%)	3,288 (96.5%)	38 (1.1%)
聾学校	4,935	88 (1.8%)	4,816 (97.6%)	31 (0.6%)
養護学校	53,912	1,279 (2.4%)	52,443 (97.3%)	190 (0.4%)
合計	1,092,369	5,776	926,158	160,435

(※養護教諭は各学校種に含まれる。4. (2) 及び(3)においても同じ。)

(出典：学校基本調査)

4. (2) 免許状の種類別の教員構成

(単位:%)

校種	免許状の種類	元年度	4年度	7年度	10年度	13年度
		割合	割合	割合	割合	割合
幼稚園	専修	-	-	-	0.2	0.2
	一種	14.8	15.8	18.8	19.1	19.7
	二種	78.7	78.3	75.0	75.2	74.6
小学校	専修	-	0.2	0.4	0.9	1.4
	一種	68.8	71.9	77.2	78.4	79.8
	二種	28.6	25.1	19.8	18.4	16.5
中学校	専修	-	0.5	0.9	1.7	2.7
	一種	89.6	90.0	92.0	91.3	90.7
	二種	9.0	8.1	6.8	6.7	6.2
学高校等	専修	26.9	27.5	30.9	27.5	24.5
	一種	72.5	71.8	68.5	71.6	74.5
盲学校	専修	-	0.6	0.2	0.6	0.3
	一種	9.0	7.8	8.7	6.2	7.5
	二種	13.2	10.2	9.8	10.9	11.7
聾学校	専修	-	0.2	0.3	0.6	0.9
	一種	18.8	15.8	14.4	13.9	13.1
	二種	18.8	16.5	14.9	15.1	16.8
養護学校	専修	-	0.4	0.6	1.3	1.7
	一種	31.4	32.3	33.2	32.9	33.6
	二種	18.8	17.3	17.1	17.1	18.0

- (注) 1. 対象は、国・公・私立の教員。
 2. この他に臨時免許状、特別免許状等があるため、割合の合計は100%とならない。
 また盲学校、聾学校、養護学校については、当該学校種の免許状を保有していない者がいる(免許法附則第16項)ことから、100%とならない。
 3. 「-」の項目については、データ無し。

(出典:学校教員統計調査)

4. (3) 学歴区分別の教員構成

(単位:%)

校種	学歴区分	元年度	4年度	7年度	10年度	13年度
		割合	割合	割合	割合	割合
幼稚園	大学院	0.7	0.8	0.7	0.9	0.9
	大学	10.2	10.2	10.9	12.7	14.4
	短期大学	85.6	86.5	85.9	84.3	82.9
	その他	3.5	2.5	2.5	2.1	1.8
小学校	大学院	0.6	0.7	1.0	1.5	2.0
	大学	73.9	78.4	80.7	81.6	82.5
	短期大学	22.8	20.0	17.8	16.5	15.2
	その他	2.7	0.9	0.5	0.4	0.3
中学校	大学院	1.8	1.8	2.5	3.1	4.1
	大学	85.0	87.8	88.3	88.5	88.3
	短期大学	12.3	9.8	8.9	8.0	7.4
	その他	0.9	0.6	0.3	0.2	0.2
高等学校	大学院	6.5	8.2	7.8	9.2	10.8
	大学	89.4	88.7	89.3	88.1	87.0
	短期大学	3.3	2.5	2.0	1.9	1.5
	その他	0.8	0.6	0.9	0.8	0.7
盲学校	大学院	2.4	2.6	3.4	3.8	4.6
	大学	84.8	86.6	87.2	87.3	87.3
	短期大学	12.0	10.4	9.0	8.5	7.7
	その他	0.8	0.4	0.4	0.4	0.4
聾学校	大学院	2.0	2.9	4.0	4.0	5.6
	大学	79.8	83.0	85.6	86.0	86.1
	短期大学	14.2	12.0	8.6	8.3	7.2
	その他	4.0	2.1	1.8	1.7	1.1
養護学校	大学院	1.9	2.2	2.6	3.3	3.7
	大学	84.4	86.6	87.8	88.3	88.4
	短期大学	12.4	10.7	9.3	8.1	7.6
	その他	1.3	0.5	0.3	0.3	0.3

- (注) 対象は、国・公・私立の教員。

(出典:学校教員統計調査)

5. (1) 教員免許状の授与件数

① 教員免許状の授与件数

(平成15年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	221	7,600	34,654	42,475
小学校	2,940	16,427	5,250	24,617
中学校	6,529	43,032	4,426	53,987
高等学校	12,238	66,404		78,642
盲・聾・養護学校	361	2,838	4,796	7,995
養護教諭	638	2,454	1,905	4,997
計	22,927	138,755	51,031	212,713

(注) 特別免許状、臨時免許状は除く。

(教職員課調べ)

② 専修免許状の授与件数の推移

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
幼稚園	141 [0.9]	172 [1.1]	158 [1.0]	201 [1.1]	221 [1.0]
小学校	1,562 [10.2]	1,666 [10.4]	1,660 [10.1]	2,177 [11.6]	2,940 [12.8]
中学校	5,400 [35.1]	5,519 [34.5]	5,700 [34.7]	6,085 [32.5]	6,529 [28.5]
高等学校	7,917 [51.5]	8,266 [51.7]	8,474 [51.6]	9,631 [51.4]	12,238 [53.4]
盲・聾・養護学校	306 [2.0]	291 [1.8]	319 [1.9]	351 [1.9]	361 [1.6]
養護教諭	49 [0.3]	88 [0.5]	122 [0.7]	304 [1.6]	638 [2.8]
計	15,375 [100.0]	16,002 [100.0]	16,433 [100.0]	18,749 [100.0]	22,927 [100.0]

(注) []内は全体に対する比率(%)である。

(教職員課調べ)

③ ②のうち現職教員の上進制度による専修免許状の取得件数の推移
(15年0単位による取得を除く)

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
幼稚園	1 [0.1]	2 [0.2]	6 [0.5]	4 [0.1]	26 [0.3]
小学校	161 [22.4]	229 [24.4]	274 [20.7]	621 [19.1]	1,465 [18.9]
中学校	133 [18.5]	133 [14.2]	127 [9.6]	421 [13.0]	1,076 [13.9]
高等学校	398 [55.4]	518 [55.2]	826 [62.5]	1,931 [59.5]	4,554 [58.8]
盲・聾・養護学校	14 [1.9]	14 [1.5]	18 [1.4]	23 [0.7]	47 [0.6]
養護教諭	11 [1.5]	43 [4.6]	70 [5.3]	244 [7.5]	579 [7.5]
計	718 [100.0]	939 [100.0]	1,321 [100.0]	3,244 [100.0]	7,747 [100.0]

(注) []内は全体に対する比率(%)である。

(教職員課調べ)

5. (2) 免許状の種類別の認定課程を有する大学等数

(平成16年4月1日時点)

区分	大学等数	認定課程を有する大学等数	免許状の種類別の認定課程を有する大学等数								
			幼稚園	小学校	中学校	高等学校	盲学校	聾学校	養護学校	養護教諭	
大学	国立	87	77 (88.5%)	49	51	70	77	5	9	51	20
	公立	77	42 (54.5%)	3	3	31	38			1	12
	私立	545	417 (76.5%)	66	44	366	413			41	24
	計	709	536 (76.5%)	118	98	467	528	5	9	93	56
短期大学	国立	12	(0.0%)								
	公立	45	14 (31.1%)	9		11					1
	私立	451	263 (58.3%)	200	33	153				1	25
合計	1,217	813 (66.8%)	327	131	631	528	5	9	94	82	
大学院	国立	87	80 (92.0%)	50	51	72	80	5	10	48	18
	公立	66	32 (48.5%)		2	27	31				5
	私立	392	278 (70.9%)	25	24	234	274			4	10
	計	545	390 (71.6%)	75	77	333	385	5	10	52	33
専攻科	国立	30	29 (96.7%)				1	1	5	27	
	公立	1	1 (100.0%)		1						
	私立	45	36 (80.0%)	8	9	28	34				2
合計	76	66 (86.8%)	8	10	28	35	1	5	27	2	
短期大学専攻科	国立	9	(0.0%)								
	公立	20	1 (5.0%)	1							
	私立	176	31 (17.6%)	27	4	8					1
合計	205	32 (15.6%)	28	4	8	0	0	0	0	1	
養成機関	国立	7	7					1			6
	公立	10	10	1							9
	私立	37	37	37	2						1
合計	54	54	38	2	0	0	1	0	0	16	

(注) 養成機関とは、指定教員養成機関の略で、免許法第5条及び同条別表第1備考第3号に基づき、文部科学大臣が教員需給の状況等も勘案しながら、教員養成機関として適当と認め、指定した機関である。

(教職員課調べ)

5. (3) 教員養成大学・学部 の現状

ア 大学・学部

○ 教員養成学部

47大学47学部（うち単科大学11）、鳥取県を除く各都道府県に各1（新潟県は2）を設置。（優れた義務教育諸学校の教員の養成を目的。）

○ 新教育大学（上記の内数）

3大学3学部（上越教育、兵庫教育、鳴門教育）を設置。

（現職教員の質的向上を図るため大学院における研究・研鑽の機会を確保することを目的。）

イ 課程・入学定員（平成16年度）

養成課程	課程数	入学定員	備 考
学校教育教員	39	6,495	39大学
小学校教員（初等教育教員）	8	1,960	8大学、大阪教育大学（第二部40）を含む。
中学校教員（中等教育教員）	6	655	6大学
障害児教育教員	7	230	7大学
養護学校教員	5	90	5大学
幼稚園教員	2	35	2大学
養護教諭	8	265	8大学
小 計	75	9,730	
新課程	96	5,985	42大学
合 計	171	15,715	

※新課程：教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

5. (4) 教員養成系大学院（修士課程）の現状

教員養成学部を基礎とする大学院（修士課程）については、昭和53年の参議院文教委員会の附帯決議においてその整備充実の推進が求められ、また、教育職員免許法の改正（S63.12）に伴い、新たに大学院修士課程修了程度を基礎資格とする専修免許状が創設されたことなどを踏まえて、その整備を図ってきたが、平成8年度において、すべての教員養成系大学・学部大学院教育学研究科（修士課程）を設置。

教員養成系大学院（修士課程）の設置状況（平成16年度）

設置大学数	研究科数	専攻数	入学定員	備 考
(3)	(3)	(10)	(900)	() は新教育大学の
48	48	234	4,015	大学院を内数で示す

5. (5) 国立の教員養成系大学院修士課程の設置状況

(平成16年度)

大学名	設置年度	入学定員(人)	現職教員受入	夜間コース
東京学芸大学	41	309	○	○
大阪教育大学	43	221	○	○
愛知教育大学	53	150	○	○
横浜国立大学	54	130	◎	○
岡山大学	55	90	○	○
静岡大学	56	72	○	○
千葉大学	57	79	○	○
金沢大学	57	55	○	○
奈良教育大学	58	60	○	○
福岡教育大学	58	100	○	○
宇都宮大学	59	70	○	○
新潟大学	59	37	○	○
福島大学	60	47	◎	○
熊本大学	61	47	○	○
宮城教育大学	63	57	○	○
茨城大学	63	52	○	○
秋田大学	元	41	○	○
三重大学	元	41	○	○
群馬大学	2	39	○	○
埼玉大学	2	60	○	○
京都教育大学	2	70	○	○
琉球大学	2	35	○	○
信州大学	3	40	○	○
滋賀大学	3	65	○	○
島根大学	3	35	○	○
山口大学	3	41	○	○
北海道教育大学	4	164	○	○
福井大学	4	67	○	○
香川大学	4	51	○	○
大分大学	4	39	○	○
山形大学	5	39	○	○
和歌山大学	5	45	○	○
愛媛大学	5	49	○	○
佐賀大学	5	39	○	○
弘前大学	6	42	○	○
富山大学	6	38	○	○
鳥取大学	6	42	○	○
長崎大学	6	38	○	○
宮崎大学	6	38	○	○
鹿児島大学	6	38	○	○
岩手大学	7	42	○	○
山梨大学	7	42	○	○
岐阜大学	7	62	○	○
高知大学	8	40	○	○
広島大学	12	157	○	○
(小計)		3,115		
兵庫教育大学	55	300	◎	○
上越教育大学	58	300	◎	○
鳴門教育大学	59	300	◎	○
(小計)		900		
(合計)		4,015		

(注) 現職教員受入欄は、都道府県等の派遣制度による現職教員の受入状況を示す。
そのうち、◎は2年間の派遣期間により受け入れているもの、○印は大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を利用し、1年目はフルタイムで通い、2年目は学校現場に復帰し、職務に従事しつつ指導を受けるという形態により受け入れているものを示す。

5. (6) 教員免許状取得に必要な科目の単位数・内訳

教員免許状取得に必要な科目の単位数
(大学での養成による場合)

普通免許状の取得には、以下の基礎資格と単位修得が必要。

免許状の種類	所要資格	基礎資格	最低修得単位数					合計
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特殊教育に関する科目	その他※	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位	8	41	34		8	91
	一種免許状	学士の学位	8	41	10		8	67
	二種免許状	短期大学士の学位	4	31	2		8	45
中学校教諭	専修免許状	修士の学位	20	31	32		8	91
	一種免許状	学士の学位	20	31	8		8	67
	二種免許状	短期大学士の学位	10	21	4		8	43
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位	20	23	40		8	91
	一種免許状	学士の学位	20	23	16		8	67
盲学校	専修免許状	修士の学位及び小・中・高・幼の教諭の免許状				47		47
聾学校	一種免許状	学士の学位及び小・中・高・幼の教諭の免許状				23		23
養護学校	二種免許状	小・中・高・幼の教諭の免許状				13		13
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位	6	35	34		8	83
	一種免許状	学士の学位	6	35	10		8	59
	二種免許状	短期大学士の学位	4	27			8	39

注1：その他の科目は日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作である。

注2：この他、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

教員免許状取得に必要な科目の内訳

【中学校教諭一種免許状（社会）の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右記の科目についてそれぞれ1単位以上合計20単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本史及び外国史 ・地理学（地誌を含む） ・「法律学、政治学」 ・「社会学、経済学」 ・「哲学、倫理学、宗教学」
○教職に関する科目 右記の科目について合計31単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義等に関する科目 …………… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 …………… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 …………… 12単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …… 4単位 (生徒指導・教育相談（カウンセリングを含む）・進路指導の理論及び方法) ・総合演習 …………… 2単位 ・教育実習 …………… 5単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について8単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

5. (7) 特別免許状の授与件数の推移

年度(平成)	授与件数	主な職歴
元年度	14件 (公立3、私立11)	工学設計技術者、接客、会計処理業務 医師、住職、書道家、英会話講師、品質管理 等
2年度	2件(公立1、私立1)	電力会社勤務、研究員技術者
3年度	2件(私立2)	野球部監督、大学講師 等
4年度	3件(公立1、私立2)	航海士、牧師、新聞記者
5年度	2件(公立2)	調理師専門学校教員、金融関係
6年度	12件 (公立3、私立9)	生産管理業務、造園技師、情報処理技術者 農学博士・研究者、住職、品質管理 等
7年度	0件	
8年度	1件(公立1)	専門学校講師(土木施工)
9年度	5件(公立5)	訴訟法務担当、銀行員、不動産会社員、百貨店定員 看護師、建築技術専門学校助手
10年度	1件(公立1)	織物会社社員
11年度	0件	
12年度	1件(私立1)	研究員技術者
13年度	4件 (公立3、私立1)	建築会社技術者、設計・施工業務、銀行業務 柔道講師等
14年度	6件 (公立4、私立2)	薬剤師、訴訟法務担当、福祉専門学校、土木技術者 牧師、柔道講師等
15年度	47件 (公立37、私立10)	新薬研究開発会社勤務、家電・業務用電気製品会社勤務 看護師、調理師専門学校教員、病棟等看護教務 同時通訳、英会話講師、東洋史関係研究所勤務 通信教育関係出版社勤務、中国語文法・入門書執筆
16年度	49件 (公立23、私立26)	英会話講師、外国人主任指導員、病棟等看護教務 看護師、看護学校教員、病院、ビジネスホテル勤務 建設会社技術者、ソフトボールチーム監督、大学助教授 都市銀行管理職、塾講師、児童生徒相談員、予備校講師
17年度 (4月1日 現在)	14件 (公立3、私立11)	農協、英会話講師、病棟等看護業務、看護師、 NPO法人での音楽・美術等の教授
累計	163件(公立87 件、 私立76件)	

(教職員課調べ)

5. (8) 特別非常勤講師の届出件数の推移

(単位:件)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
	許可件数										届出件数				
小学校	国										1	1	2	9	16
	公						1	4	512	915	2,130	3,686	5,447	6,778	8,150
	私				1	2	1	2	3	5	9	24	41	74	83
計	0	0	0	1	2	2	6	515	920	2,140	3,711	5,490	6,861	8,249	
中学校	国	5	11	6	8	10	10	11	16	22	10	14	23	17	14
	公	3	2	3	3	108	194	269	704	944	1,321	1,510	1,960	2,360	2,641
	私	13	21	49	84	114	144	162	193	197	273	350	386	569	669
計	21	34	58	95	232	348	442	913	1,163	1,604	1,874	2,369	2,946	3,324	
高等学校	国	1	2	13	22	23	16	31	33	34	40	56	64	63	72
	公	332	815	1,020	1,114	1,379	1,685	2,003	2,419	2,685	2,947	3,546	4,047	4,581	5,270
	私	162	310	426	532	666	832	1,015	1,111	1,434	1,816	2,284	2,564	3,011	3,247
計	495	1,127	1,459	1,668	2,068	2,533	3,049	3,563	4,153	4,803	5,886	6,675	7,655	8,589	
盲	国									1	2	3		4	8
	公	1	1		9	9	16	19	12	18	34	38	49	49	58
	私	1	1	0	9	9	16	19	12	19	36	41	49	53	66
聾	国			3	4	12	13	15	9	14	18	31	28	38	35
	公										1	1		1	1
	私			6	5	5	6	6	2	11	43	63	84	95	128
養	国										1			1	0
	公			6	5	5	6	6	2	11	45	64	84	97	129
	私										1			1	0
合計	国	6	13	19	30	33	26	42	49	57	54	75	89	94	111
	公	336	818	1,032	1,135	1,513	1,915	2,316	3,658	4,587	6,493	8,874	11,615	13,901	16,282
	私	175	331	475	617	782	977	1,179	1,307	1,636	2,099	2,658	2,991	3,655	3,999
計	517	1,162	1,526	1,782	2,328	2,918	3,537	5,014	6,280	8,646	11,607	14,695	17,650	20,392	

(注)特別非常勤講師は平成10年7月に許可制から届出制となった。

(教職員課調べ)

特別非常勤講師のジャンル別の届出件数

(平成15年度 単位:件)

情報	人権	書道・書写	道徳・宗教	朗読	外国語会話	異文化理解	食	ボランティア	看護	福祉・医学	家庭科教育
1,274	225	643	613	139	2,487	441	2,885	296	2,326	682	794
野外体験活動	環境教育	競技・スポーツ	武道	製造現場体験	地域文化理解	茶華道	芸術	伝統芸能	伝統工芸	理容・美容	その他
434	324	804	72	227	550	428	1,809	1,061	287	40	1,551

(教職員課調べ)